

平成19年1月10日

産業廃棄物不法投棄について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1 措置命令の発出について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室（内線6279）

市は、1月5日、排出事業者に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第19条の5第1項第2号に基づき、次のとおり措置命令を発出し、送達を確認しましたので報告します。

(1) 措置命令の対象者

株式会社平成リサイクルセンター（本店所在地：滋賀県）

(2) 発出した措置命令の概要

① 講ずべき措置の内容

紙くず、木くず、繊維くず(これらと混和した廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、がれき類等の廃棄物を含む。)約1,500トンを撤去し、法その他関係法令に従い適正に処理すること。

② 履行期限

平成19年8月31日

③ 措置命令の対象となる違反事項

委託基準違反(法第12条第4項)

・委託契約書の記載不備

2,500 m³

(3) 措置命令の発出日

平成19年1月5日

(4) 送達方法

1月5日、措置命令対象者に郵送しました。